

## 入札監理小委員会における審議結果報告 供託システムの運用・保守業務

法務省の供託システムの運用・保守業務について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果を以下のとおり報告する。

### 1. 事業の概要

#### (1) 事業の概要

- 供託システムは、供託情報システム、供託オンラインシステムで構成されている。
  - ・ 供託情報システムは、全国 311 か所の供託所において供託制度<sup>(注)</sup>に係る事務処理を担うもの。  
(注) 金銭、有価証券又は振替国債を国家機関である供託所に提出してその財産の管理を委ね、最終的には供託所を通じてそれらの財産をある者に取得させることにより、債務の弁済（債権者の受領拒否や受領不能、債権者不確知の場合）、裁判上の保証等の法律上の目的を達成する制度。
  - ・ 供託オンラインシステムは、業務処理を目的として、官庁会計システム（金銭出納処理）や登記・供託オンライン申請システム（オンライン申請処理）等の外部システムとの情報連携を行うもの。
- 本事業は、供託システムの品質を確保し、安定稼動を維持するため、運用・保守業務及び供託所職員向けのヘルプデスク業務を行うものである。
- 事業期間は、令和 6 年 11 月～令和 11 年 3 月（4 年 5 か月間）。

#### (2) 選定の経緯

本事業は、競争性の確保に課題（一者応札）があるとして、公共サービス改革基本方針（令和 5 年 7 月 4 日閣議決定）別表において選定された。  
今期が市場化テスト 1 期目である。

### 2. 競争性改善の取組について

#### (1) 情報の開示

- 提案書作成時の閲覧資料について、令和 5 年度の運用業務報告書（運用保守の各作業の実績が分かるもの）を追加した。また、閲覧回数や閲覧人数についての条件を緩和した。【実施要項 6、66、96／97】
- 業務の概要及び機能の概要を明記することとした（仕様書第 2 の 5 の表 1 及び表 2）。【実施要項 37／97】
- サービスデスクの問い合わせ実績（約 240 件／月）について明記することとした（仕様書第 4 の 3（2）ア）。【実施要項 6、41／97】
- アプリ改修時に受注者において利用可能な当省資産（端末、プリンタ、スキャナ）を明記することとした（仕様書第 7 の 3（2））。【実施要項 56／97】

- 入札説明会に参加しやすいように、説明会の開催形式をWEB形式とした。【実施要項 17/97】
- (2) 引継ぎ期間の確保
- 開札から業務開始までの引継期間(1か月間)を確保することとした。【実施要項 17/97】
- (3) 業務内容の明確化
- インシデント分析・評価について、実施の頻度(1度/月)を明記することとした(仕様書第4の3(3)ウ)。【実施要項 6、41/97】
  - キャパシティ管理の分析や定期報告の実施の頻度(1度/2月)を明記することとした(仕様書第4の3(9)ア及びイ並びに(10))。【実施要項 7、43/97】
  - 業務稼動監視やシステム稼動監視について、実施のタイミング(稼動日の朝)を明記することとした(仕様書第4の4(1)ア及び5(1)ア)。【実施要項 8、10、43、45/97】
  - 受託者は、未知のインシデント発生時や業務トラブル対応に際し、関連事業者に対応を依頼することができること、事業者間の連携について支障が生じた場合は当局の介入等を求めることができることを明記することとした(仕様書第4の3(2)ア及び4(2)ア)。【実施要項 5、8、41、43/97】
- (4) 各種要件の緩和
- 作業員に求める資格について、オープンソースデータベース技術者認定資格の保有に関し、同等の能力を有する場合も可とすることで緩和を図った(仕様書第7の2(3)イ)。【実施要項 55/97】
  - 作業場所の指定について、法務省内の常駐要件を緩和し、遠隔操作拠点での常駐を許容することとした(仕様書第7の3(1))。【実施要項 56/97】
  - 情報セキュリティ対策について、プライバシーマーク認証を削除し、ISO/IEC 27001のみで担保することとした(仕様書第10の1(2))。【実施要項 16、61/97】
  - 入札参加グループの結成・参加を可能とした(仕様書第10の1(4))。【実施要項 61/97】
- (5) 落札者決定のための評価基準の見直し
- 加点対象項目を増やし、その評価のポイントの詳細化を図った(総合評価基準表の項番 18、30、33)。【実施要項 75~76/97】

### 3. 実施要項（案）の審議結果について

#### (1) 引継ぎ要件について

【論点】引継ぎ要件について、「ア 前任者からの引継ぎ要件」、「イ 後任者への引継ぎ条件」の両方で「受託者の負担と責任において」との記載である。現行事業者に有利となっているのではないか。

【対応】「ア 前任者からの引継ぎ要件」については、「当該引継ぎに必要となる受託者に発生した費用は、受託者が負担すること。」と受託者に発生した費用についてのみ負担することとし、前任者に発生した費用は含まれないよう修正した（仕様書第4の9（4））。【実施要項 14、49／97】

同じく「イ 後任者への引継ぎ条件」についても、「当該引継ぎに必要となる受託者に発生した費用は、受託者が負担すること。」と受託者に発生した費用についてのみ負担することとし、後任者に発生した費用は含まれないよう修正した（仕様書第4の9（4））。【実施要項 14、49／97】

#### (2) 業務アプリケーションのプログラム改修業務について

【論点】業務アプリケーション維持としてプログラム改修業務が含まれるが、具体的な改修内容が確認できない。この改修業務のみを、プログラム設計・開発を行った事業者等に別調達を行った方が競争性を確保できるのではないか。意見招請を実施することとしているのか。意見招請による事業者からの意見等があれば再検討すべき。

【対応】令和5年度のプログラム改修業務の実施状況を閲覧対象として、過去の実績を確認できるようにする予定である（仕様書第4の6）。【実施要項 12、48／97】意見招請については実施することとしている。

#### (3) 業務実績要件について

【論点】国内300拠点以上の拠点間で利用するシステムの設計・構築・テストに従事した実績を有する者又は相当する能力を有する者を複数名配置する要件は必要か。例えば、その半分の拠点数に緩和しても良いのではないか。

【対応】全国311か所の供託所の業務継続を図る必要がある関係上、要件の緩和は困難である（仕様書第10の1（3））。【実施要項 16、61／97】

### 4. 意見招請対応について

令和6年8月7日から8月27日まで意見招請を実施した結果、1者から1件の意見が寄せられ、次の対応を行った。

- 運用保守管理者又は運用支援担当者に求める資格等として「オープンソースデータベース技術者認定資格（OSS-DB Exam Silver 以上）又はデータベーススペシャリスト試験の合格者と同等の能力を有し、本システムと同等の構成によるシステムの構築経験を有する者」を含めることとした（仕様書第7の2（3））。【実施要項 55／97】